

資 金 の 種 類 貸付金利（年利％） 償還期限（うち据置）年以内	資 金 の 内 容 ・ 使 途
<p><b>⑤ 農林漁業セーフティネット資金</b></p> <p>【貸付利率（※）】 0.30～0.55 （令和5年7月20日現在）</p> <p>【償還期限】 15（3）</p>	<p>経営安定計画に基づいて農業経営の安定を図るのに必要な次の資金</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金（災害は、原則として風水害、震災等の天災に限るが、火災、海洋汚染等による通常の注意をもってしても避けられない物的損害を含む。）</li> <li>2 法令に基づく処分又は行政指導により経済的な損失を受けた経営の維持安定に必要な資金（経営者の責めに帰すことができない事由によるものに限る。）</li> <li>3 社会的又は経済的環境の変化等経営者の責めに帰すことができない事由により次のような経営状況になっている場合における経営の維持安定に必要な資金 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 最近の決算期における粗収益が前期に比し10%以上減少していること又は最近3か月の粗収益が前年同期を下回り、かつ、今後も粗収益の減少が見込まれること。</li> <li>(2) 最近の決算期における所得率（法人は経常利益率）又は純利益額が前期に比し悪化していること。</li> <li>(3) 売掛金等債権の回収条件、買掛金等債務の支払条件その他の取引条件の悪化が生じていること。</li> <li>(4) 農林水産省経営局長が指定した社会的な要因による一時的な農産物価格の低下又は種苗、農薬、肥料、飼料などの資材等の価格の高騰により資金繰りに著しい支障を来たしていること又は来たすおそれがあること。</li> <li>(5) 社会的な要因によって一時的に資材等の調達に困難となったことにより農業生産に支障を来たしていること又は来すおそれがあること。</li> <li>(6) 感染症により資金繰りに著しい支障を来していること又は来すおそれがあること。（ただし、一定の要件を満たす場合に限る。）</li> <li>(7) 最近の決算期における所得の赤字幅が前期に比し縮小したものの、依然として赤字が生じていること。</li> <li>(8) 前期の決算期において所得で赤字が生じており、最近の決算期においては黒字化したものの、2期合計で赤字であること。</li> <li>(9) 前期の決算期において所得で赤字が生じており、最近の決算期においては黒字化したものの、債務償還年数が20年以上であること。</li> <li>(10) 金融機関との取引状況の変化によって資金調達に支障を来たし、農業生産に支障をきたしていること又は来たすおそれがあること。（ただし、一定の要件を満たす場合に限る。）</li> <li>(11) 農林水産物の販売先、資材等の仕入先等の関連する取引先の倒産によって、農林水産物の販売資材等の仕入れ等に支障を来していること又は来すおそれがあること（ただし、一定の要件を満たす場合に限る。）</li> </ol> </li> </ol>

注1：「貸付利率」欄の※

国による貸付当初5年間の無利子化措置が講じられる場合がある。（第2章の1の(5)のアの(イ)参照。（P6））

2：実質無担保・無保証人貸付が講じられる場合がある。（第2章の1の(5)のウ参照。（P6））

貸 付 限 度 額	貸 付 対 象 者
<p>○ 通常措置 600万円</p> <p>簿記記帳を行っている者に限り、経営規模等から貸付限度額の引き上げが必要であると認められる場合には、年間経営費又は粗収益(以下「年間経営費等」という。)の12分の6に相当する額のいずれか低い額とすることができる。</p> <p>○ 新型コロナウイルス感染関係特例措置 1,200万円又は年間経営費等の12/12に相当する額のいずれか低い額</p> <p>○ コロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等関係特例措置 通常措置又は新型コロナウイルス感染関係特例措置とは別に、600万円又は年間経営費等の6/12に相当する額のいずれか低い額 (→1800万円又は年間経営費等の12分の18)</p> <p>※ 特例措置は、令和5年9月30日までの間に貸付けの決定を行ったものに適用。</p>	<p>(農業関係抜粋)</p> <p>○ 認定農業者</p> <p>○ 農業者であって、農業に係る所得が総所得(法人(株式会社、持分会社、農事組合法人に限る。)にあっては当該法人の総売上高)の過半を占めているもの又は粗収益が200万円以上(法人は1,000万円以上)であるもの</p> <p>○ 認定新規就農者又はそれ以外の新たに農林漁業経営を開始したものであって、経営開始後3年以内のもの</p> <p>○ 農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画のうち目標地区(同条第3項の地区をいう。)に位置付けられた者及び地域における継続的な農地利用を図る者であって、生産の効率化等に取り組むものとして市町村が認める者</p> <p>○ 家族農業経営における経営主以外の農業を営む者 ただし、家族協定において次のことが明確になっていること。 1 経営のうち一部の部門について主宰権があること。 2 主宰権のある経営部門について、当該者に危険負担及び収益の処分権があること。</p> <p>○ 次の要件のすべてを満たす法人格を有しない任意団体であって農業を営むもの 1 目的、構成員の資格等を定めた定款又は規約を有していること。 2 一元的に経理を行っていること。 3 原則として5年以内に農地所有適格法人に組織変更する旨の目標を有していること。 4 農用地の利用の集積の目標を定めていること。 5 主たる従事者が目標所得を定めていること。 ただし、水田作及び畑作に係る農業経営以外の場合には、法人に組織変更する旨の目標を有していることとし、農用地の利用の集積の目標を定めていることを要しないものとする。</p>